

自筆で作成した遺言書については、遺言者が亡くなった際に家庭裁判所の検認手続きが必要です（民法1004条）。検認手続きをする際、まず、亡くなった方と相続人の戸籍を取り寄せたり書類を作成したりで1ヶ月くらいはかかります。そして、書類がととのったら家庭裁判所に申し立てをして検認手続きを行います。準備から手続きまで2ヶ月～3ヶ月くらいかかります。また、検認立ち合いは、基本的に相続人全員で行うので手間がかかります。財産をもらえない、またはもらう財産額が少ない相続人と検認立ち合いを行うのは気まずいものがあります。しかし、遺言書を公正証書で作成した場合には検認手続きは不要です。そういった煩わしさがなくなり、手続きをスムーズに行うことができます。

東日本大震災で、亡くなった親の預金をおろせなくて困ったという話を聞きました。そのような混乱の状況の中、相続人全員で遺産分割協議をしたり、検認手続きをするというのはとても困難なことでしょう。この場合、公正証書で作成した預金を相続させる内容の遺言があれば、そのような手続きは不要です。とりあえず、預金をおろすことができるようになります。

公正証書遺言を作成するには費用がかかります。財産の額にもよりますが、専門家に遺言書の原案を作成してもらうのに10万円前後、それに公証役場の手数料が約10万円くらいでしょうか。しかし、自筆証書遺言と違い、偽造・紛失・隠匿のおそれがない、遺言書が無効になる可能性がきわめて低い、検認手続きが不要であるといった大きなメリットがあります。自分で公証役場に行っても遺言書を作成することができますが、公証役場では、その内容についてのアドバイスはしてくれません。遺言書をせっかく作るなら、専門家に相談したうえで、公正証書で作成するようにしましょう。

キャンパスおだわら学習講座【公募型市民企画講座】

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料	けやき	尊徳記念館
相続入門編	4月12日（日）	4月3日（金）
遺言・家族信託編	5月17日（日）	5月15日（金）
相続対策編	6月14日（日）	6月5日（金）

*日程が変更になることがありますので、必ず電話でご確認ください。

●時間：9：45～11：45
(5分前までにご来場ください)

お申し込み TEL：0465-39-1900
(行政書士長尾影正事務所まで)

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
昭和49年7月生 湯河原町出身、小田原市在住
行政書士
宅地建物取引主任者
公認不動産コンサルティングマスター
2級ファイナンシャル・プランニング技能士
NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
一般社団法人家族信託普及協会 会員



住まいる株式会社
代表取締役 長尾影正
小田原市鴨宮666番地の1
TEL:0465-20-8501
<http://www.i-kinokuniya.net>